特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
12	母子保健に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
さつま町は、母子保健法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報のファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
鹿児島県さつま町長

公表日
令和8年6月30日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	母子保健法の規定及び条例に基づき、母子保健情報の管理、統計報告資料の作成、データ分析等の処理を行う。手続きについては「情報提供等記録開示システム」（マイナーポータル）を利用してサービス検索の利用を行うことができる。現行の窓口や郵送での書類の受け入れ以外に「鹿児島県電子申請共同運営システム』を利用した電子申請機能で受領を行う。通知については、現行の郵送等以外に「情報提供記録開示システム」（マイナーポータル）のお知らせ機能で通知を行うことができる。 　特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用する。 ①健康診査の実施 ②妊娠の届出 ③母子健康手帳の交付 ④養育医療の申請及び給付 ⑤マイナーポータルにおけるサービス検索 ⑥鹿児島県電子申請共同運営システムにおける電子申請
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索機能（マイナーポータル）、情報提供記録開示システム（マイナーポータル）、鹿児島県電子申請共同運営システム

2. 特定個人情報ファイル名
健診対象者ファイル、宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1　番号法 ・　第9条第1項 ・　別表　第70の項 2　番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号、別表の70の項 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表95の項 【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表95、96の項等	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども課
②所属長の役職名	こども課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	さつま町役場　こども課　（鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2　0996-53-1111）

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	さつま町役場　こども課　（鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2　0996-53-1111）

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年6月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年6月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査	
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［　 ］ 内部監査　［　 ］ 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　十分に行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	［　十分である　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムにログインできる職員の制限を行うなどのリスク対策を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年6月30日	Ⅱ　しきい値判断項目 1.対象人数	令和7年6月1日時点	令和8年6月1日時点	事後	評価の見直しによる
令和8年6月30日	Ⅱ　しきい値判断項目 2.取扱者数	令和7年6月1日時点	令和8年6月1日時点	事後	評価の見直しによる